

昭文自治会館 利用規約

ご利用のしおり

(趣旨)

第1条 この規約は、昭文自治会館（以下、会館という）の利用に関する必要事項を定めるものです。

会員とは、昭文自治会、昭文いきいきクラブ、中神北口商店会の会員です。

(利用許可の手続き)

第2条 会館の利用にあたり次の通り定めます。

1. 会館を利用する方は「昭文自治会館利用申込書」を自治会館管理運営委員会（以下、委員会とする）に提出し許可を得てください。
2. 「昭文自治会館利用申込書」は必要事項をご記入の上、利用予定日の前日までに手続きをおこなってください。

(利用の制限)

第3条 会館利用の制限として次の通り定めます。

1. 会館の利用については申し込み順としますが、公平を図るために必要と認めるときは、同一利用者の利用回数の制限を行うことがあります。
2. 利用者に公序良俗に反する行為があった場合は、許可の取り消し又は利用の制限を行うことがあります。
3. 会員が葬儀などの不測の事態により会館を利用する必要が生じた場合、既に別の会館利用希望者に許可している場合でも、これを取り消すことがあります。
4. 政治活動、宗教活動など自治会活動の目的に添わない活動の利用は原則として許可しません。

(設備の制限)

第4条 利用者は会館の施設に特別の設備、若しくは装飾を使用するときや特別の備品を使用するときは、予め委員会の承認を得てください。

(順守事項)

第5条 利用者は次に掲げる事項をお守り下さい。

1. 許可を得た目的以外に使用しないこと。
2. 許可を受けていない施設設備を使用しないこと。
3. 管理上、委員会が行う指示に従うこと。

(原状回復)

第6条 利用者が施設の利用を終了したときは、速やかに当該施設の原状回復を行ってください。

(損害賠償)

第7条 会館の利用者は事故の責に帰すべき事由により、施設や物品を損傷、または紛失した場合は、これを修理または賠償してください。

(利用料金)

第8条 会館の利用料金額及び納付は次の通り定めます。

1. 利用料金は、利用申込書の利用料金表によります。
2. 利用にあたり、「昭文自治会館利用申込書」と同時にこれを納付してください。
3. 昭文自治会、昭文いきいきクラブ、中神北口商店会の役員による活動及びこれに準ずる活動での利用は免除することができます。

・利用の申し込み先

自治会館管理運営委員会にお問い合わせください。

・鍵の借用・返却先

自治会館管理運営委員会にお問い合わせください。

*鍵の借用・返却については、事前に連絡して行ってください。

*利用申込書提出及び利用料金は、鍵借用時に管理者にお渡しください。

管理運営委員会からのお願い

- ① 会館建物内は禁煙です。携帯灰皿をご持参の上、自治会館敷地内で喫煙してください。
- ② 清掃・片付けは、利用時間内に済ませてください。
- ③ 利用時に持ち込まれた物品、ゴミはすべてお持ち帰りください。
- ④ 戸締り、火の元、水道管、消灯の確認をしてください。
- ⑤ 大声で話すなど、近隣への迷惑となる行為は慎んでください。
- ⑥ 路上への駐車・駐輪はご遠慮ください。
- ⑦ 鍵を借用後のキャンセルの場合、鍵を借りた管理者に連絡の上、速やかに返却してください。
- ⑧ 会館内の備品を破損した場合、鍵の返却時に報告してください。

《時間枠と料金表》

| <使用料金表> | 9:00~12:00 | 13:00~16:00 | 17:00~21:00 |
|---------|------------|-------------|-------------|
| 会員 | ¥500 | ¥500 | ¥500 |
| 会員以外 | ¥1,000 | ¥1,000 | ¥1,000 |
| 商業活動 | ¥3,000 | ¥3,000 | ¥3,000 |
| 冠婚葬祭 | 1日 ¥15,000 | | |

細則 2

第2章 第5条2項より

《賛助会員指針》

1. 自治会の活動に賛同する事業所、商店、各種団体とします。
2. 自治会行事のご案内と自主防災関係のお知らせ等の情報を三役が個別に届けます。
3. 会費は年会費10,000円とします。
4. 総会における発言権、議決権はありません。

細則 3

第2章 第8条2項より

《班長の免除指針》

1. 病気や高齢等を理由で班長を免除することが出来ます。但し、その班全員の同意が必要で
す。
2. 回覧板は通常通りとします。
3. 年会費は一般会費（3,000円）と同額とします。
4. 総会における発言権、議決権はあります。